

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	73 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	72 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年3月まで

申立期間当時、私は家業を手伝っていた。私が20歳になった時に、父親から国民年金に加入しなければいけないという話を聞き、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親の保険料と一緒に私の国民年金保険料も納付してくれていた。父親は他界しており、詳しいことは分からないが、きちんと納付してくれていると思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする父親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、父親が申立人の分と一緒に納付していたとする母親も、父親と同様に制度発足当初から国民年金に加入し、60歳到達直前の未納とされている6か月（26年の加入可能月数を満たしているため。）を除き、国民年金加入期間に未納は無いほか、申立人も申立期間以外の保険料はすべて納付済みとされているなど、父親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月28日に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、47年11月から48年9月までは時効により保険料を納付することはできないものの、同年10月から50年3月までは過年度納付が可能であった。このため、前述のとおり、保険料の納付意識の高かった父親が、申立

期間のうち過年度納付が可能であった当該期間の保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

さらに、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を、厚生年金保険との重複により還付された記録となっているが、当該還付は申立期間のうち、50年1月から同年3月までの期間に充当可能であり、当該期間に充当せず、還付が行われているということは、この当時納付済みであった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月15日から同年8月9日まで

私は、A事業所に昭和35年4月15日に採用され、申立期間において継続して勤務していた。人事記録もあるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年4月15日にA事業所に事務補助員として採用され、その後36年8月9日に事務員（正職員）となり、国家公務員共済組合に加入するまで、継続して勤務していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人は、同年4月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人から提出された人事記録により、申立人は、A事業所に、昭和35年4月15日に事務補助員として採用されて勤務し、その後、36年4月1日に臨時補充員となり、さらに、同年8月9日に事務員となっていることが確認できる。

また、申立人が被保険者資格を取得した前後の昭和35年4月1日から36年6月1日までの期間に被保険者資格を取得し、その後、国家公務員共済組合に加入した同僚8人のうち、A事業所において経歴が確認できた同僚及び直接説明を聴取することができた同僚各1人は、いずれも、申立人と同様に、事務補助員から、臨時補充員を経て正職員になっていることが認められ、事務補助員及

び臨時補充員の両期間共に、厚生年金保険被保険者記録が認められる。

さらに、国家公務員共済組合連合会は、臨時補充員の期間は、長期組合員（正職員）の適用は無いが、常勤職員（正職員）について定められている勤務時間以上に勤務した日が22日以上ある月が引き続いている期間であり、常勤的非常勤職員期間であると回答しており、当該期間に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失させなければならない事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年3月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和30年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和30年10月30日から同年12月1日まで

私は、昭和30年に大学を卒業し、新卒としてすぐにA社に入社し、8か月後の同年11月30日に退職したが、厚生年金保険の被保険者記録は同年5月1日から同年10月30日までとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②についてA社から提出された辞令交付控によると、申立人と同姓同名の者について、「30. 3. 29本社勤務」及び「30. 11. 30依願解雇」と記載されていることが確認できる。

またA社は、「申立人の勤務時期等に関する主張から勘案して、同姓同名の者は、申立人であると思われる。しかし、当時の資料が無いことから、当時どのような届出を行ったのか、給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかについては分からない。」と回答しているところ、申立人と前後して退職したとみられる同僚6人について、同社の辞令交付控に記載された依願解雇日付と厚生年金保険被保険者資格の喪失日を突合調査した結果、2人については、被保険者資格の喪失日が依願解雇日より1ないし2日前となっているが、ほかの4人はいずれも、依願解雇年月日に比べて被保険者資格の喪失日の方が遅くなっており、最も遅い者は、1か月後となっている。

さらに、申立人は、「入社してから退職するまで、継続して、保守作業を担当しており、途中で、勤務内容や雇用形態は変わっていない。」と主張している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年9月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、上記1のとおり、申立人のものとされる辞令交付控に、「30.3.29本社勤務」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「厚生年金保険の資格取得の日を何日として届け出たのか、給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかについて、当時の記録が残っていないため不明である。」としており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同日の昭和30年5月1日であることが確認できる同僚17人について、辞令交付控に記載されている入社年月日と突合した結果、約1か月から約3か月間、辞令交付控に記載されている入社年月日に比べて厚生年金保険の資格取得日が遅くなっていることが確認できる上、申立人が、自分と同様に大学新卒者で同期入社だったとする同僚についても被保険者資格の取得日が、申立人と同日の同年5月1日となっていることが確認できることから、同社では、当時、一定期間内に採用した者について、まとめて厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月20日から同年7月21日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社して以来、60年6月に退職するまで継続して勤務してきた。しかし、年金記録を見ると、39年6月の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、転勤時における厚生年金保険の同日得喪の手続が徹底されておらず、転勤先の同社B支店が被保険者資格の取得届出誤りをしたものであると回答していることから、申立期間については、同社同支店における資格取得日を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年7月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成7年9月1日、資格喪失日が10年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成10年2月末までA社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成7年9月1日、資格喪失日が10年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、給料支払明細書、賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成10年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っ
ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され
べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申
立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和50年9月は6万8,000円、51年9月は7万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月14日から50年4月18日まで
② 昭和50年4月18日から59年7月1日まで

申立期間の標準報酬月額については、当時、私がA社から受け取っていた給与額より低い期間があるので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年9月及び51年9月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和50年9月は6万8,000円、51年9月は7万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和50年4月から同年8月まで

の期間、同年10月から51年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び52年2月から58年11月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和51年5月、52年1月及び58年12月から59年6月までの期間については、給料支払明細書等の資料は無く、当該期間における給与額及び保険料控除額が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和20年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年10月1日まで

私は、昭和15年4月1日にA社B支店に養成工として入社（同時に同社青年学校に入学。）し、1年の実習期間を経て配属された。その後、技術員教習所を修了し、20年4月に技手に任命され、徴兵猶予が与えられ、終戦（同年8月15日）まで勤務した。終戦時には、C県D市に疎開しており、終戦後の処理作業を約1か月間行い、その後帰宅して待機するように言われた。

しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和20年5月15日までとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和15年4月1日から20年9月30日まで、A社B支店で勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の被保険者であったはずだ。」としているが、オンライン記録では、昭和20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚は、「B支店が疎開していたC県D市で、申立人と一緒に勤務しており、申立人等は、終戦（昭和20年8月15日）後、しばらく残務整理をしてから引き上げていった。」と証言している上、申立人の申立期間における疎開中の勤務状況等に係る説明は具体的で、信憑性^{びよう}が認められることから、申立人は、申立期間において同社同支店に勤務していたものと推認される。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険の被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する名簿は、昭和21年当時在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した旨の記録となっているが、上述のとおり、A社B支店の名簿については、社会保険事務所（当時）が戦災により焼失したとしていることから、当該被保険者台帳の喪失日に係る記録は、焼失のきっかけとされたE大空襲の翌日の同年*月*日を記録されたものと考えられ、当該資格喪失日に係る記録は、事実即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による名簿への記入漏れ、名簿の焼失等の可能性が考えられるが、名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められること等、諸事情を総合的に考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成4年11月16日）及び資格取得日（5年5月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月16日から5年5月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が抜けているが、継続して勤務しており、給料明細書からも厚生年金保険料の控除が確認できるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において平成4年3月10日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失後、5年5月10日に同社において再度資格を取得しており、4年11月から5年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された給料明細書、並びに事業主及び同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料は無いものの保険料を納付したと主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことか

ら、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年11月から5年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで

ねんきん特別便で確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について給料が変動していないのに標準報酬月額が大きく下がっている。当時の源泉徴収簿を手に入れたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成 5 年の定時改定により 24 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された源泉徴収簿で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成 5 年 10 月及び 6 年 1 月から同年 3 月までの期間は 34 万円、5 年 11 月、同年 12 月及び 6 年 4 月から同年 9 月までの期間は 36 万円であり、当該源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間を通じて 32 万円であることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された源泉徴収簿で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該源泉徴収簿で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年2月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から14年10月30日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与に見合う標準報酬月額より低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年2月から11年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年2月4日付けで、10年2月1日まで^{そきゅう}遡及して20万円に減額訂正されている上、申立人と同様に、同社の取締役二人の標準報酬月額も、11年2月4日付けで、^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理が行われた当時、当社の経営状態が厳しく、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所に相談していた。申立人の給料は、標準報酬月額を減額する前と同額を支払っていた。」と証言している。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は、「標準報酬月額^{そきゅう}の引下げについては、本人に伝えていない。」と証言している上、申立期間当時の事務担当者は、「申立人は社会保険事務手続きに関する立場にはなかった。」と証言していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月4日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額を10年2月1日^{そきゅう}まで遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の同年2月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から14年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、引き続き20万円と記録されているところ、当該記録は、通常の定時決定手続きに基づき同社から社会保険事務所に届け出られたものであり、当該処理が不合理であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成11年10月から14年9月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月21日から同年5月22日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。昭和35年4月16日に入社し、平成9年12月20日に退職するまで1日の空白も無くA社に継続して勤務しており、申立期間も同社B支店に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事関係資料、C健康保険組合から提出された健康保険組合加入証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和44年4月21日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 3936～3993（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年7月14日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、<標準賞与額>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 58 件（別添一覧表参照）

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額
						平成18年7月14日
						標準賞与額
3936			男	昭和37年生		38万 7,000円
3937			男	昭和31年生		34万 4,000円
3938			男	昭和24年生		35万 9,000円
3939			男	昭和43年生		37万 1,000円
3940			男	昭和38年生		33万 円
3941			男	昭和47年生		33万 7,000円
3942			男	昭和43年生		34万 9,000円
3943			男	昭和45年生		26万 2,000円
3944			男	昭和39年生		27万 6,000円
3945			男	昭和41年生		27万 8,000円
3946			男	昭和45年生		30万 8,000円
3947			男	昭和45年生		33万 2,000円
3948			男	昭和23年生		30万 4,000円
3949			男	昭和46年生		29万 3,000円
3950			男	昭和44年生		30万 8,000円
3951			男	昭和49年生		29万 4,000円
3952			男	昭和58年生		25万 7,000円
3953			男	昭和41年生		27万 6,000円
3954			男	昭和41年生		26万 2,000円
3955			男	昭和42年生		25万 6,000円
3956			男	昭和46年生		6万 円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額
						平成18年7月14日
						標準賞与額
3957			男	昭和35年生		2万 円
3958			男	昭和41年生		36万 2,000円
3959			男	昭和39年生		35万 3,000円
3960			男	昭和45年生		37万 円
3961			男	昭和44年生		31万 3,000円
3962			男	昭和40年生		28万 3,000円
3963			男	昭和45年生		31万 4,000円
3964			男	昭和42年生		30万 7,000円
3965			男	昭和38年生		33万 1,000円
3966			男	昭和48年生		30万 6,000円
3967			男	昭和46年生		25万 6,000円
3968			男	昭和43年生		31万 7,000円
3969			男	昭和48年生		32万 3,000円
3970			男	昭和48年生		29万 7,000円
3971			男	昭和45年生		23万 7,000円
3972			女	昭和48年生		25万 3,000円
3973			女	昭和57年生		23万 4,000円
3974			男	昭和46年生		30万 6,000円
3975			男	昭和49年生		26万 2,000円
3976			男	昭和43年生		30万 6,000円
3977			女	昭和46年生		28万 8,000円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額
						平成18年7月14日
						標準賞与額
3978			男	昭和36年生		29万 2,000円
3979			男	昭和49年生		3万 円
3980			男	昭和45年生		2万 円
3981			女	昭和47年生		4万 5,000円
3982			女	昭和57年生		3万 円
3983			男	昭和21年生		35万 円
3984			男	昭和25年生		38万 3,000円
3985			男	昭和23年生		35万 8,000円
3986			男	昭和36年生		33万 7,000円
3987			男	昭和45年生		19万 9,000円
3988			男	昭和50年生		27万 6,000円
3989			男	昭和50年生		30万 2,000円
3990			女	昭和49年生		33万 4,000円
3991			男	昭和30年生		27万 7,000円
3992			男	昭和47年生		10万 円
3993			男	昭和43年生		7万 円

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年9月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月21日から同年9月21日まで
申立期間について、厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書を保管している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録、厚生年金基金の記録及びB社が保管する社会保険個人台帳から、申立人は申立期間にA社に勤務し（昭和55年9月21日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金の記録によると、申立人が昭和55年9月21日にA社で加入員資格を喪失し、同日にB社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、上述の厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は、複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。」との回答があった。

加えて、上述のB社保管の社会保険個人台帳においても、厚生年金基金の記録と同じく、申立人が昭和55年9月21日にA社で被保険者資格を喪失し、同日にB社で同資格を取得したことが確認でき、被保険者期間に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年9月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金基金の昭和55年8月の記録及び給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案3995

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和43年12月9日、資格喪失日は、47年10月17日であると認められること、及びB社における資格取得日は、同年11月27日、資格喪失日は、49年9月11日であると認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年12月から44年9月までは2万2,000円、同年10月から45年1月までは2万4,000円、同年2月から46年1月までは2万8,000円、同年2月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から同年9月までは4万5,000円、同年11月から48年9月までは4万8,000円、同年10月から49年5月までは5万2,000円、同年6月から同年8月までは7万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月9日から47年10月17日まで
② 昭和47年11月27日から49年9月11日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の過程で、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、私と同姓同名（旧姓）で生年月日が異なる被保険者記録が見付かったものの、当該記録には、脱退手当金の支給記録があるため、年金の支給対象期間とはならないとのことである。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同姓同名（旧姓）で、生年月日が異なる厚生年金保険被保険者記録（昭和43年12月9日資格取得、47年10月17日資格喪失）が確認できるものの、

当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、戸籍上の生年月日とは異なる生年月日を使用していた。」と証言しているところ、申立人から提出された当時の失業保険被保険者証に記載されている申立人の生年月日は、当該未統合記録の生年月日と合致している上、申立人のA社における雇用保険の被保険者期間は、当該未統合記録の被保険者期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和43年12月9日、資格喪失日は47年10月17日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和43年12月から44年9月までは2万2,000円、同年10月から45年1月までは2万4,000円、同年2月から46年1月までは2万8,000円、同年2月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から同年9月までは4万5,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同姓同名(旧姓)で、生年月日が異なる厚生年金保険被保険者記録(昭和47年11月27日資格取得、49年9月11日資格喪失)が確認できるものの、当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

また、上記の申立期間①と同様に、申立人のB社における雇用保険の被保険者期間は、当該未統合記録の被保険者期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のB社における資格取得日は昭和47年11月27日、資格喪失日は49年9月11日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和47年11月から48年9月までは4万8,000円、同年10月から49年5月までは5万2,000円、同年6月から同年8月までは7万2,000円とすることが妥当である。

一方、上記により、申立人の被保険者記録であると認められる申立期間①及び②に係る未統合記録には、脱退手当金の支記記録が確認できるところ、当該期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名、押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和49年11月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月31日から31年10月1日まで

私は、昭和30年4月1日から平成7年6月29日までA社に勤務していた。昭和31年1月に同社本社から同社B支店に転勤したが、同社同支店で厚生年金保険被保険者資格取得日が同年10月1日となっているため、30年12月31日から31年10月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員履歴簿の記録、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年1月8日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社B支店が適用事業所となったのは、昭和31年10月1日であるが、同社の元役員、同社本社及びB支店で経理事務を担当していた者を含む複数の同僚が、「申立期間当時、給与計算等は支店の職員も含めて本社がまとめて行っていたので、申立人はB支店に異動後も給与から厚生年金保険料を継続して控除されていたと思う。」と証言していることから判断すると、同社B支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き給与が支払われていた同社本社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年11月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30年3月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から31年9月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月31日から31年10月1日まで

私は、昭和23年10月28日から35年2月29日までA社に勤務していた。30年4月に同社本社から同社B支店に転勤したが、同社同支店での厚生年金保険被保険者資格取得日が31年10月1日となっているため、30年3月31日から31年10月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料は無いが、申立人と同様にA社本社から同社B支店に異動した同僚は、同社保管の従業員履歴簿の記録から異動日が確認できるところ、異動発令日と同社本社の資格喪失日がおおむね一致していることから、申立人についても、同社本社の資格喪失日（昭和30年3月31日）の近くに異動したものと推認される。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、A社B支店が適用事業所となったのは、昭和31年10月1日であるが、同社の元役員及び同社本社で経理事務を担当していた者を含む複数の同僚は、「申立期間当時、給与計算等

は支店の社員も含めて本社がまとめて行っていたので、申立人はB支店に異動後も給与から厚生年金保険料を継続して控除されていたと思う。」と証言していることから判断すると、同社B支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き給与が支払われていた同社本社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年2月の記録及び同僚の記録から、同年3月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から31年9月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、申立人の被保険者資格の喪失に係る届出や健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和30年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から31年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年11月までの期間及び14年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年9月から12年11月まで
② 平成14年12月

私は20歳から国民年金保険料を納付している。

私の年金記録を見ると未納とされている期間があるが、すべての期間の保険料を納付したはずなので、未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金保険料を納付しているため未納は無いとしているが、申立期間①は、戸籍の附票から海外へ転出していた期間（平成11年9月転出、12年12月帰国）であることが確認できることから国民年金の任意加入対象期間であり、A市の被保険者記録によると、海外転出時の11年9月に国民年金被保険者資格を喪失、帰国時の12年12月に同資格を再度取得とされていることから、国民年金に未加入であり、保険料を納めることはできなかったものとみられる。

また、申立人は、申立期間①について、帰国後、何度も請求書が送られてくるので、父親と一緒に社会保険事務所（当時）に行き、父親が未納とされている保険料額15万6,000円ぐらいを一括で納付してくれたとしているが、納付期間及び納付時期の明確な記憶は無く、申立期間の実際の保険料額とも相違している。

さらに、申立人は平成14年4月から口座振替を利用して保険料の納付を行っているところ、通常、保険料の口座振替日は該当月の翌月末日であり、何らかの理由により振替不能の場合は、翌々月末日となるが、この時点においても振替不能である場合はそれ以降、その月の振替は行われぬ。オンライン記録によると、申立期間②の直後の15年1月の保険料が翌々月末日である同年3月

31日に振り替えられていることが確認できることから、申立期間②は何らかの理由で同年1月末日、あるいは同年2月末日のいずれの時期においても保険料の口座振替を行うことができなかったものとみられる。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から同年12月まで

会社を退職後、母親が私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を母親の保険料と一緒に納付してくれていたはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、母親は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付についての記憶が無く、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市が保管する国民年金被保険者に係るデータに、申立人の国民年金の記録が存在しないほか、これまで申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人は、母親が申立期間の保険料を母親自身の保険料と併せて、納付したとしているが、母親は申立期間については第3号被保険者期間とされており、保険料を納付する必要がない期間である。

加えて、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から51年4月まで

私は、母親から年金だけは絶対に入っておくように言われていたので、いつも手続を忘れないよう心がけていた。

年金記録では、申立期間は国民年金に未加入とされているが、勤務先を退職した後、国民年金の加入手続を行ったはずである。

納付方法や保険料額等は覚えていないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を昭和50年12月に退職した後、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間における加入手続、保険料の納付方法、保険料額等の記憶は無く、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、夫は婚姻（昭和49年5月）前から平成17年8月まで継続して厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間当時、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和50年12月以降において国民年金被保険者資格を取得したのは、申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録のいずれにおいても51年5月11日とされている。このため、申立人は、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年12月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月から17年3月まで

私は、当時は勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。途中で途切れたことはなかったと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は、途切れることなく国民年金保険料を納付しており、さかのぼって納付したことは無かったと思うとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直前は、申立人の主張のとおり、おおむね納期限(翌月末日)前後に定期的に保険料が納付されていたことが確認できるが、申立期間直後の平成17年4月から同年7月までの4か月間は、時効完成間際の19年5月以降に1か月分ずつ順次保険料が過年度納付されていたことが確認でき、申立人の主張とは異なる。

また、申立人は、平成17年6月以降、複数回にわたり社会保険事務所(当時)から電話等による保険料の納付督促を受けていたことが確認できることから、申立期間及び上記申立期間直後の過年度納付を行った期間は、督促が行われていた時点では両期間共に保険料が未納であったものと考えられる。これら督促記録によると、督促に対し申立人が当該期間の保険料納付の意思表示を初めて行ったことがうかがえるのは、上記過年度納付を行った期間に係る分割納付書の送付依頼を行ったとされている19年5月であり、この時点を基準とすると、申立期間は既に時効のため保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確

定申告書、家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

学生だった私が20歳になったのを契機に、父親が昭和56年4月ごろにA市B区役所で私の国民年金加入手続をしてくれた。国民年金保険料は定期的に区役所で納付したと父親から聞いている。申立期間について納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親から聴取したところ、i) 申立人の加入手続時期及び加入手続後に交付される年金手帳の受領については覚えていないとしていること、ii) 当初、申立期間の保険料は自身が納付したが、納付時期、納付周期及び納付金額は覚えていないとしていたところ、聴取の過程で、「納付したのは私ではなく、妻が、自身の保険料と申立人の保険料を一緒にC銀行で納付した。」とする主張に変更しているものの、母親の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間を含む昭和56年1月から60年12月までの期間の保険料を毎年前納していることが確認できることから、申立人の申立期間の始期である56年4月からの保険料を母親の保険料と一緒に納付したとは考え難いこと、iii) 納付したとする申立期間の保険料月額(1,100円ぐらい)は、申立期間における保険料月額(4,500円から6,220円)とは乖離^{かいり}していることから、父親の申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧^{あいまい}である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において資格取得日を昭和63年3月12日として同

年5月6日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立人は申立期間においては、学生であったとしていることから、同期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、加入手続を行った時から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月

私は、平成17年6月に会社を退職後すぐにA市役所で国民年金の再加入手続を行った。同月中に納付書が送付されてきたので、同市内の金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付した。納付を証明するものは無いが、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（平成17年6月）後すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続時期、加入手続の際に年金手帳を持参したかどうかなど、加入手続時に係る記憶は無いとしていることから、加入手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成17年6月1日付けで未加入期間国民年金適用勧奨者とされ、同年12月21日に勧奨関連対象者一覧表が作成され、A市に対して送付されていることが確認できる。このことから、この勧奨関連対象者一覧表が作成・送付された時点においては、申立期間の国民年金加入手続は行われていなかったものと考えられる。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで

大学を卒業した昭和52年ごろに母親がA市役所B支所で私の国民年金加入手続を行ってくれた。母親は納付金額、納付時期及び納付方法についての記憶は定かではないが、母親から「追納は迷ったけれど、将来満額いただけるようにしてきた。」と聞いた記憶があるので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって20歳到達時である50年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、母親が申立期間の保険料をまとめて追納したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付が可能であつ

た昭和51年1月から52年3月までの15か月分の保険料が53年5月に納付されていることが確認できることから、母親が追納したと記憶している期間の保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月、6年1月、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月
② 平成6年1月
③ 平成6年8月及び同年9月

私は、自営業を始めることになり夫婦一緒に国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。私と元妻の保険料については、その当時経理を任せていた元妻が納付しているはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元妻の証言も得られないことから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市が保管する国民年金口座振替対象者一覧表によると、申立人の保険料は、申立期間を含む昭和59年4月から平成8年5月まで夫婦同一の預金口座（名義人は元妻）から振替で納付することとされている。オンライン記録及び同市が保管する国民年金保険料検認状況一覧票によると、この口座振替期間中において、申立期間以外にも未納期間が9か月ある上、6年11月及び同年12月の保険料が8年10月に過年度納付されていることから、当該期間の保険料も口座振替期間当時は振替できず、未納であったものとみられる。

さらに、申立人の保険料を一緒に納付していたとする元妻も、前述の夫婦同一口座から、昭和59年4月から平成8年7月まで振替で納付することとされており、オンライン記録及びA市が保管する国民年金保険料検認状況一覧票によると、元妻もこの口座振替期間中において、申立期間及び申立期間③直後の6年10月から8年3月まで未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、国民年金保険料を口座振替により納付できなかった場合には、A市から送付される現年度納付書又は社会保険事務所（当時）から送付される過年度納付書による納付が可能であるものの、口座振替期間中における申立期間の保険料を納付書により納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

母親から、学生も国民年金に加入しないといけないと聞いたので、私が大学院生になった平成2年4月に、A町役場で私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付していたと聞かされていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続場所、加入手続後に交付される年金手帳の受領時期、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月9日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって学生が強制適用となった同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A町が保管する国民年金被保険者資格情報一覧表の資格取得年月日欄の資格取得日とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象者となる期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このことから、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から同年12月まで

私は、会社を退職（昭和55年8月）後、区役所で国民年金の加入手続を行った覚えがある。婚姻（56年2月）後、実家の母親から国民年金保険料の納付が滞っている通知が届いたと連絡を受けたので、57年1月に母親と一緒に区役所へ行き、同区役所職員から国民年金の説明を受けた。その説明を聞き、申立期間である婚姻後のカラ期間11か月分の保険料を一括で区役所又は近くの銀行で納めた。区役所職員が説明した内容については、同職員がメモ用紙に書いてくれ、今でも保管している。申立期間の保険料は、現金で一括納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和55年8月）後に区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続時期、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付周期及び納付金額についてはあまり覚えていないとしており、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月7日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、任意加入被保険者として昭和57年1月5日に資格取得したとされており、その備考欄には「55.8.16①～56.2.1 厚生番号*」と記載されていることが確認できる。このことから、申立人の加入手続は57年1月5日に行われ、併せて申立人の婚姻前の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録に基づき、強制加入被保険者として資格取得日をさかのぼって55年8月16日とし、婚姻後につい

ては夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は任意加入対象者となる期間であったことから、被保険者資格喪失日を56年2月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容及び申立人から提出された区役所職員から説明を受けた際に同職員が記載したとするメモ用紙に「56/2.1←カラ期間→57/1.5」と記載されていることとも符合する。このため、任意加入資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となる上、前述のとおり、申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、申立人は、制度上、加入手続を行った時から当該期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、A市の国民年金情報検索システムによると、前述の加入手続の際、婚姻前の強制加入期間とされた昭和55年8月から56年1月までの保険料は、過年度納付とされていることから、申立人及びその母親が区役所で一括納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2343 (事案 1968 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

私は国民年金に加入していなかったが、A市B区役所の集金人に勧められて、妻(当時は内縁)と一緒に加入した。集金人から分割納付できると言われたので、年金を受け取る権利を得るためでなく、満額受け取りたいと伝えて加入し、二人分の国民年金保険料を納付した。保険料の納付方法は、初めに年金の権利を得るための保険料を納付した。その後、満額を受け取るための保険料を納付し、合計2回に分けて保険料を納付した。前回の申立てでは、年金を満額受給するための保険料は、昭和56年か57年ごろまで毎年集金人に分割納付したと説明したが、初めに年金の権利を得るための保険料は50年12月に納付し、年金を満額受給するための保険料はその半年後の51年5月ごろに納付したことを思い出したことから、再申立てをする。納付したことを示す新たな資料は無いが、満額受け取るために加入して納めたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、年金を満額受給するために国民年金保険料を分割納付したとするのみで申立期間の保険料額も分からないとするなど、記憶が不明確であること、また、申立人は、年金満額受給に必要な保険料の分割納付について集金人に相談した結果、夫婦それぞれ1年半分ずつの保険料を昭和56年か57年ごろまで毎年集金人に納付したとしているが、第2回特例納付は50年12月までで終了し、第3回特例納付は53年7月から行われたことから、51年及び52年に特例納付は行えない上、第3回特例納付が行われることが予定されていない、申立人が加入手続をしたとみられる50年10月ごろの段階で、集金人が51年以降の特例納付を指導したとは考えられ

ないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、年金を満額受給するための保険料は、昭和56年か57年ごろまで毎年集金人に分割納付したとする主張から、初めに年金の権利を得るための保険料を50年12月に納付し、年金を満額受給するための保険料はその半年後の51年5月ごろに納付したとする主張内容に変更している。しかし、当初の判断理由のとおり、第2回特例納付は50年12月までで終了しており、第3回特例納付は53年7月から行われたことから、51年5月ごろに特例納付を行うことはできない上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料、情報の提出も無い。これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、A市B区に居住していた昭和40年4月ごろに自宅に来た集金人に国民年金の加入を勧められ加入手続を行った。加入後は、3か月ごとに集金人が自宅に来て、月100円の印紙を購入し、年金手帳に貼り付けて納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた昭和40年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の公簿を見ると、申立期間当時、C市D区に居住していたこととされ、A市B区に住民票を異動したのは44年7月15日と確認できることから、申立人の加入手続時期に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月にA市B区で払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続においてさかのぼって資格取得日を39年11月1日(平成13年2月28日に資格取得日が昭和36年4月1日に変更されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人が主張するように当該期間の保険料を現年度納付することはできなかつたとみられる上、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、40年4月から42年3月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年4月から44年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、集

金人（国民年金推進員）は、過年度保険料は取り扱っておらず、申立人もさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月ごろから同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 1 月ごろに A 社に入社し、上司の B 氏と技術講習を受け、二人でその仕事をした。

入社した月から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 1 月ごろに A 社に入社し、申立期間において、B 氏と二人で勤務したと主張しているが、同社の当時の役員（当時の社長の娘婿）及び同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人は、A 社を退職した B 氏と二人で C 社で働いていた。同社は、A 社とは直接関係がない会社だ。その後、B 氏は、再度、同社に戻って来たが、その時に、申立人も一緒に同社に来た。」旨証言しているところ、B 氏は、同年 3 月 25 日に、A 社に係る被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に、再度、同社において、被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人も、B 氏と同日の同年 10 月 1 日に、同社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社は、昭和 59 年 1 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、平成 14 年 12 月 * 日に解散し、当時の事業主は病気で連絡が取れないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない上、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた B 氏は、既に死亡している。

さらに、C 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記簿謄本によれば、同社は、平成元年 7 月 * 日に解散し、2 年 9 月 * 日に清算終了しており、解散時の同社の事業主は、「私は、C

社には全くかかわっていないので、当時のことは何も分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 40 年 12 月 10 日まで
② 昭和 42 年 6 月 16 日から 43 年 3 月 5 日まで

私は、A社に昭和 36 年 4 月に入社し、その後B社にも勤務し、43 年 11 月に退社した。

A社では、入社 3 か月後から厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社は、その後B社に社名変更されているようだが、同社に勤務していたと思われる期間にも 9 か月間の空白がある。しかし、この期間も継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間②についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社において一緒に勤務していたとする同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間のうち、少なくとも昭和 37 年 1 月 1 日以降の期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和 42 年 6 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、46 年 7 月 * 日に解散し、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社は、昭和 40 年 12 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、同社に、同日より前から勤務していたとする複数の同僚にも、適用事業所となる前の期間については、厚生年金保険の被保険者記録は認

められず、当該複数の同僚は、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかまでは、覚えていないと証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社に係る被保険者資格の取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることが確認できる上、当該原票の厚生年金保険進達記録欄に「資格取得届 40.12.17」と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、少なくとも昭和42年7月16日以降の期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、昭和55年11月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局は、「B社に係る登記簿が一部しか保管されておらず、同社の成立日及び解散日は分からない。」と回答している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、B社は、昭和43年3月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、A社に継続して勤務していたとする複数の同僚についても、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった42年6月16日からB社が適用事業所となった43年3月5日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録は認められず、当該複数の同僚は、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかまでは、覚えていないと証言している。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、B社の被保険者資格の取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることが確認できる上、当該原票の厚生年金保険進達記録欄に「資格取得届 43.3.13」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から45年10月まで

私は、申立期間においてA社に勤務しており、その当時の給与額は10万円から15万円であったと記憶しているが、年金記録を確認したところ、記録されている標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額よりも低い額であることが分かった。

給与明細書等の資料は残っていないが、申立期間について、給与支給額に見合う額に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立人の標準報酬月額は、さかのぼって訂正された形跡は見当たらない上、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げている同僚の標準報酬月額も、被保険者期間が同一ではないため一概に比較することはできないが、申立人の標準報酬月額の推移と特段の差異は認められない上、申立人の生年月日及び厚生年金保険の被保険者資格取得年月日に近い同僚6人の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然となっている状況はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、昭和39年7月から40年4月までの期間及び43年10月から44年10月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級（20等級3万6,000円及び23等級6万円）であることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚が保管している給与明細書によると、当該同僚は、申立期間のうち、昭和40年4

月から45年10月までの期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は一致していることから、同社の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月ごろから 45 年 6 月ごろまで
② 平成 5 年 8 月ごろから 12 年 9 月ごろまで

申立期間①については、A社で製造のためのプレス作業や窯入れ作業をしていた。また、申立期間②については、B社で、土木工事の作業に従事していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているA社は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社は、申立人の記憶している所在地に係る申立期間当時の電話帳にも社名等の掲載が無く、同社の所在も確認できない。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚について、いずれも名前等を記憶していないとしており、申立人の勤務実態について確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社での仕事内容や従業員の状況等を具体的に記憶しており、平成9年12月と記載の社員旅行の写真を所持していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、B社の厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、当時の上司及び同僚について、いずれも名前等を記憶していないとしており、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、申立人は、昭和56年9月1日から申立期間②を含めて国民年金に加

入しており、申立期間のうち、一部の期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及びその妻が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社の事業主は、「申立期間当時から現在に至るまで、当事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことはない。」と証言しており、オンライン記録を見ても、当時の事業主に同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 21 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 8 月 21 日に A 社を退職したとされているが、実際は、その後も勤務していた。また、同社を退職後に、国民年金の加入手続をすぐに行い、国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、同社には、国民年金の納付記録がある 61 年 4 月 1 日まで勤務していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたと主張しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 58 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同年 9 月 2 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険継続療養証明書交付記録により、申立人は、初診日が昭和 58 年 8 月 6 日の疾病について、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も治療を受けていたことが、期間満了を 63 年 8 月 5 日とする健康保険継続療養証明書が交付されていることで確認できる。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、A 社を昭和 58 年 8 月 20 日に離職した際、離職票を交付されたこと、及び失業手当を受給していたことが確認できる。

このほか、A 社は、既に解散しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年9月10日まで

私は、A社に昭和58年4月から60年9月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、事業所がB社に社名変更した時期の記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間を含めて昭和58年4月1日から60年9月30日までA社で継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が保管していた昭和60年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額の金額は、申立期間中の厚生年金保険料の控除額を含まないものとして計算した金額とおおむね一致する。

また、事業主と所在地を同じくするA社及びB社は、いずれも申立期間当時の書類は保管していない旨回答している上、申立期間当時、両社の会計顧問をしていた公認会計士事務所は、A社及びB社に関する書類は保管していないと回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、A社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、B社は、同年9月10日に適用事業所となっているところ、A社及びB社に継続して勤務していたと証言する複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に空白が生じており、当該複数の同僚に聴取しても、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月から 11 年 9 月まで
申立期間の標準報酬月額は、私が記憶している給与明細書の報酬額よりも低い額になっているので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 10 年 10 月の定時決定で、従前の 26 万円から 18 万円に減額されていることが確認できるところ、申立人は、「標準報酬月額が減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いものの、給与が減額された覚えは無い。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 12 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主と連絡が取れないため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって訂正されているなど、不合理な処理が行われた形跡は無い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時のA社の厚生年金保険被保険者 11 人のうち、平成 10 年 10 月の定時決定において、標準報酬月額が増額されている者が 3 人、同額のままの者は 2 人、申立人と同様に減額されている者が 6 人であると確認できるところ、申立人の標準報酬月額に限った不自然な記録の推移はうかがえない。

加えて、上記の減額されている同僚のうち、聴取できた二人は、「標準報酬月額が引き下げられている理由について心当たりは無い。また、給与明細書は持っていない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 20 日から 43 年 5 月 5 日まで

昭和 36 年 9 月から A 事業所で勤務していた。給料から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所で調査してもらったところ、「該当に至らない。」との回答だったが、納得できないので、再調査した上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 事業所内で撮影した写真、及び申立人の詳細な証言内容から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、同事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、所在地を管轄する法務局に、同事業所の商業登記の記録も無い。

また、申立人は、「事業主は議員であった。」と主張していることから、所属していた政党県連に記録されている事業主の自宅住所地に文書照会を行ったところ、家人から回答があり、「議員であった A 事業所の事業主は、既に死亡した。同事業所は閉鎖しており、法人ではなかったと聞いている。事業主宅で営業していた B 事業所も閉鎖しており、当時、同事業所の従業員は国民年金に加入するように言われていた。」としている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで

申立期間もA社に勤務していた。当時は両親が経営全般を行い、帳簿類は一切見せてもらえず、販売員として昼夜働いていた。親が保険料を払っていたにもかかわらず、約2年半も厚生年金保険の被保険者記録が無いのは、社会保険庁（当時）の記録漏れではないのか。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、両親の経営するA社で勤務していたところ、同社及び別に申立人の両親が経営するB社の両方に申立人が勤務していたとする同僚はいるものの、複数の同僚が、「申立人は、B社設立時（昭和37年9月）から同社の店長をしており、婚姻（40年5月*日）以後は、同社で主体的に勤務するようになった。」としている。

しかし、B社は、昭和42年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間において、適用事業所であったことが確認できない。

また、同僚の一人が、「私もA社とB社の両方に勤務していたが、同社で主体的に勤務するようになったころ、申立人も同社で主体的に勤務するようになった。」としているところ、当該同僚は、申立人と同日の昭和40年5月1日にA社において被保険者資格を喪失しており、それ以後の申立期間においては申立人と同様に同社における被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、昭和61年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、平成元年12月*日に解散している上、当時の事業主（申立人の父）は既に死亡していること、B社は、申立期間当時の人事記録等の資料は現存せず、当時のことは不明であるとしている上、当時の事業主（申立人の母）

は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から同年 8 月まで
申立期間について、A社B支店で販売をしていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店での作業内容及び設備に関する申立人の記憶は具体性があり、同じく同社同支店で勤務していた同僚の証言とほぼ一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は、「申立期間当時は、全国に数十箇所、C市にも3箇所支店があったが、労働者名簿、賃金台帳等は保管していないため、申立人の勤務など当時のことは確認できない。」としている上、当時、同社B支店で支店長をしていた者は死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記同僚は、「申立人のことを覚えていないが、3か月の勤務であるならば、見習だったのではないか。」としている。

さらに、A社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 14 日から同年 9 月 10 日まで

私は中学卒業後、結婚するまでA社で働いていた。工作中、怪我をし、申立期間は、自宅療養していたが、会社から給与をもらっており、辞めたわけではないので、記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和 46 年 3 月 20 日に取得し、50 年 7 月 14 日に喪失した後、同年 9 月 10 日に再取得しており、申立期間の被保険者記録が無いところ、同社は、「当社が保管している「雇用保険の覚え」を確認したが、申立人の申立期間における勤務は確認できない。労働災害の資料は残っていないため、詳細は不明だが、いったん喪失となっているということは、申立人から何らかの意思表示があり、当時の担当者が資格喪失の手続をしたと思う。」としている。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人が工作中に怪我をしたことは知っているが、詳細は分からない。」としている上、申立人が記憶する上司は死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 50 年 7 月 21 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の雇用保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月から 16 年 9 月 1 日まで

私は、A社に平成 13 年 1 月から勤めた。正社員として勤めていたので、厚生年金保険料を控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、複数の同僚は、「A社は、申立期間当時、従業員から厚生年金保険の加入の申出があるまでは、加入させない取扱いをしていた。」としているところ、申立人は、当該申出をした記憶はあるが、その時期に関する記憶は曖昧^{あいまい}であるとしている。

また、A社は、平成 16 年 11 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び役員とは連絡が取れず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

加えて、A社の申立期間に係るオンライン記録に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月から 16 年 7 月まで
A社に勤務していた間の給与は入社時から26万円から30万円ほどであった。
標準報酬月額が給与の金額に比べて低いと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行振込明細書並びにA社から提出された給与支給明細書及び賃金台帳により、申立期間に同社から支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、A社から提出された給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4012 (事案 406 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 34 年 9 月まで

厚生年金保険の期間調査の回答により、A事業所が厚生年金保険の加入事業所ではないという回答を受けたが、同事業所は、当時、間違いなく7人から8人で鍛造の仕事をしていた。有名な会社であった。給与から厚生年金保険料を天引きされていたことを覚えていたので、第三者委員会に申立てをしたところ、申立てを認めることができない旨の回答をもらった。その中で、同事業所と同種の事業を行っていたB社のことが記載されているが、自分が調べたところでは、同社はC市D町には存在しない。A事業所(事業主E氏)からB社(事業主F氏)に会社名義を変更した経緯が分からない。E氏及びF氏は共に死亡しており、申立期間当時のことを聞くこともできないため、委員会で再度調べ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所は、商業登記簿謄本が見当たらず、厚生年金保険の適用事業所であったことも確認できない上、同事業所の事業主E氏、同僚G氏、H氏、I氏及びJ氏は厚生年金保険被保険者記録が確認できず、F氏(事業主E氏の娘婿)、K氏(事業主E氏の娘)及びF氏・K氏夫妻の子L氏は、B社において被保険者記録が確認できるものの、F氏及びK氏は死亡しており、L氏は、調査協力が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「自分が調べたところでは、B社はC市D町には存

在しない。A事業所（事業主E氏）からB社（事業主F氏）に会社名義を変更した経緯が分からないため、委員会で再度調べてほしい。」として、再申立てがなされたものであるところ、B社は、商業登記簿によると、昭和40年2月＊日にM氏により設立され、44年3月＊日からはF氏が事業主となっており、同社の本店所在地は、会社設立時からC市N町で変更は無いが、社会保険事務所（当時）への届出については、F氏が事業主の時は、同氏の自宅住所及びA事業所の所在地と同じC市D町となっていることが確認できる。

しかし、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、B社を設立したM氏は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 20 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 10 年 1 月 20 日に A 事業所の見習生となり、同年 4 月 1 日に本職員に採用された。しかし、見習生として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間は国民年金保険料を納付していたが、国民年金保険料が還付されているので、厚生年金等に参加していたはずである。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所及び B 市職員共済組合（申立期間当時は、C 健康保険組合）の回答から判断すると、申立人が申立期間に見習生として A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 事業所担当者は、「申立期間当時、見習生は入社と同時に健康保険組合の資格取得はしていたが、厚生年金保険及び共済年金の資格取得はしていなかったため、国民年金のはずだ。資料は残っていないが、厚生年金保険の資格取得をしていなかったため、当然、保険料は控除していないと思う。」としている。

また、申立人と同時に入社し、平成 10 年 4 月 1 日に B 市職員共済組合の被保険者資格を取得している同僚 17 人は、いずれも申立人と同様に申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、申立人は、「申立期間については、国民年金保険料が還付されているので、厚生年金等に参加していたはずである。」と主張しているところ、日本年金機構が保存する書類によると、申立人に係る還付理由が厚生年金加入等とされていることから、当時、国民年金の事務を行っていた D 市が、申立人の厚生年金保険被保険者証を確認せず、健康保険証の提示のみをもって、国民年金

の資格喪失及び保険料還付に係る手続を行った可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年2月15日まで

私は、昭和40年9月にA社に入社し、41年2月まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和41年2月15日から同年2月23日までの1週間しかないことが分かった。

A社では、長期の出張等もあり、一緒に仕事をしていた同僚も記憶しているため、1週間しか勤務していなかったはずはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、「自分も厚生年金保険の被保険者資格の記録と入社は一致していないので、A社は申立期間当時、様子見のための試用期間があったと思う。」としていることから、申立期間当時、A社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から同年7月まで

私は、昭和55年1月から同年8月までA社に勤務していたが、申立期間については、私が保管している給与支給明細書に記載されている総支給額が、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額より高いことが確認できる。

したがって、申立期間について、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書(昭和55年2月から同年7月まで)に記載された報酬月額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与支給明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4016（事案360の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月21日から44年7月1日まで

前回の申立てについて、平成20年9月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、昭和42年2月にA社に入社した際、資格を持っていなかったため、資格取得の費用を会社負担にしてもらうために最低2年は退職しないという条件があった記憶があり、申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に再入社したとする昭和44年9月1日から45年5月20日までの期間における厚生年金保険及び雇用保険の記録はあるが、申立期間については雇用保険の記録も無いこと、申立期間に同社に在籍していた同僚6人に聴取したが、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる証言が得られないこと、42年2月22日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し再申立てを行っているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、申立人は、「A社に入社してから資格を取得した記憶がある。その取得時期は、昭和42年2月であった。」と改めて主張していることから、当初の

申立てに係る調査の際には回答が得られなかったB県警察本部に対し、再度、申立人の資格の取得時期を照会した結果、当該資格の取得日は、申立期間後の昭和44年9月29日であることが判明した。

さらに、申立人が記憶している同僚のA社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人が二度目に同社に勤務していたとする期間の昭和44年10月13日であることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 55 年 12 月 31 日まで
② 昭和 57 年 4 月 1 日から平成 2 年 12 月 31 日まで
③ 平成 5 年 11 月 19 日から 7 年 6 月 21 日まで
④ 平成 11 年 11 月 29 日から 13 年 3 月 31 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、申立期間④についてはD社に勤務した。

有形の証拠になるものは一切無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主が申立人のことを記憶していることから、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立期間後の昭和62年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の事業主は、「申立人は、A社に1、2年ほど勤務したが、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、申立人も、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か覚えていないとしている。

さらに、申立人は、同僚を記憶していないため、申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、B社の事業主は、「申立人が、昭和57年4月から平成2年6月ごろまで継続して勤務していた。」と回答していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主は、「申立人の希望で、厚生年金保険の資格取得手続きは行わなかった。」と回答している上、同社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「申立人から直接聞いたわけではないが、申立人は給与から所得税以外は健康保険料も厚生年金保険料も控除されていないと聞いたことがある。」と回答している。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、C社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該賃金台帳によると、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間④について、D社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該賃金台帳によると、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年6月1日まで

私は、昭和29年3月に学校を卒業し、同年4月から叔父が事業主であるA事業所に勤務した。

しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和30年6月1日にB事業所で資格取得したとされており、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA事業所で働いていたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているB事業所は、当初、昭和28年3月9日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年4月10日にC事業所に名称変更した後、30年5月20日にA事業所に再び名称変更された事業所であることが確認できるとともに、当該3事業所の事業主及び所在地は、B事業所の事業主及び所在地と同一であることから、B事業所、C事業所及びA事業所は、厚生年金保険の取扱い上、同一の事業所であったものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、B事業所、C事業所及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和30年6月1日であることが確認できる上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、29年2月1日から申立人の資格取得日である30年6月1日まで確認したが、申立人とみられる者の記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

事業も行っていない上、申立期間当時の事業主も、既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間の一部に被保険者記録のある事業主の息子も、現在、高齢のために証言を得ることはできない上、申立人が記憶している複数の同僚は、申立期間後にA事業所において被保険者となっていることから、申立期間当時の申立人の勤務実態等に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月から20年10月まで

私は、A社に入社した時から、20万円ほどの給与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では13万4,000円とされているため、調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年1月から20年8月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書に記載された報酬月額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額（13万4,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額（13万4,000円）と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、平成18年4月から同年12月までの期間、20年9月及び同年10月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料等はないものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と、直前及び直後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから判断して、当該期間

においても、申立人が給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している可能性が高いものと考えられる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主とも連絡を取ることができず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 2 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 37 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)から、A事業所及びB事業所での厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、年金額へ反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年5月の前後2年以内に資格喪失した3人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員について支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和37年8月17日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年7月3日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したため

に番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月7日から同年12月12日まで
② 昭和40年6月15日から43年12月21日まで

私は、脱退手当金が支給されたころは、子育てで忙しく、書類をもらった覚えも無い。また、請求書の字は、私の自筆ではなく、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無い。

また、年金事務所の保管する脱退手当金裁定請求書の住所欄には、申立人及び近親者しか知り得ないと考えられる婚姻後の姓が「A方」と記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4022 (事案 1079 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月20日から32年3月10日まで
② 昭和32年4月12日から38年12月26日まで

私は、申立期間当時に脱退手当金裁定請求書を提出して、脱退手当金を受給した記憶は無かったので、平成20年4月に第三者委員会に記録訂正の申立てをしたが、年金記録の訂正は必要でないとされた。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないなどの理由から、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、脱退手当金を受け取っていないので再度調査してほしいと主張しているが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提供は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 12 月 10 日まで
② 昭和 33 年 12 月 10 日から 37 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 5 日から 39 年 12 月 26 日まで
④ 昭和 40 年 1 月 18 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月末に A 社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。当時は脱退手当金という制度も知らなかったので、自分で申請したはずもなく、脱退手当金が支給された記録とされているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 9 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月5日から44年5月30日まで
② 昭和44年7月24日から45年1月1日まで
③ 昭和45年3月26日から48年4月1日まで

ねんきん特別便が届き、結婚する前に勤めていた会社の記載が無かったため、年金事務所において調べてもらったところ、脱退しているとの回答ももらった。私は、洋裁を習うためにA社を退職したが、そのころは21歳で結婚の予定もなく何のために脱退するのか理由も無い。同社を退職する際に脱退するとの話を聞いた記憶も無い。どうしても納得ができないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。